

少年指導センターだより

当別町少年指導センター
役場3階 社会教育課内
Tel 0133-22-3834
令和6年2月1日
NO. 83 (案)

インターネットにつなぐ時～守って欲しい大切なこと

インターネットは便利で大きな可能性があり、世界中とつながることができますが、それを悪用する人もいます。一人一人が意識して自分の身を守ることが大切です。

インターネットの“悪い人”は、何をしてくるのか

インターネットの世界で自分を守るには、“悪い人”が何をしてくるのか、代表的な攻撃の手段を知っておくことが有効です。例えば、パスワードについては、“悪い人”は下の図のように見破ってやろうと考えています。これを見ると、確かにパスワードは長くて複雑にし、使い回してはいけないとわかります。同様に、メールを使った攻撃やアップデートされていないパソコンへの攻撃などで“悪い人”が何をしてくるのか想像してみると、『なぜ』そういう注意が必要なのかがより分かりやすくなります。

総当たり攻撃



すべての文字列の組み合わせを試す

リスト型攻撃



名前やIDとパスワードの流失リストを使う

辞書攻撃



パスワードでよく使われる単語を使って試す

子どもに関する相談窓口 0133-23-1010・0133-22-3834

【町内の窓口】 ※場所 役場3階

◆友達のこと ◆家庭のこと ◆いじめのこと ◆性のこと ◆勉強のこと ◆その他

これらのことで悩んでいませんか？

『子どもの相談電話』『面接相談』では、右の通り相談に応じています。

お気軽に電話をしてください。

○子どもの相談電話・・・Tel. 0133-23-1010

受付時間 月～金曜日 10:00～16:30

○面接相談・・・Tel. 0133-22-3834

受付時間 月～金曜日 10:00～16:30

【町外の窓口】

○子ども専用フリーダイヤル(道立教育研究所)・・・Tel. 0120-3882-56

○家庭教育相談(道立教育研究所)・・・Tel. 011-386-7077

○北海道中央児童相談所・・・Tel. 011-631-0301

○少年相談110番(北海道警察本部)・・・Tel. 0120-677-110

○北海道立特別支援教育センター・・・Tel. 011-612-5030



何かあったら・何か見たら・何か聞いたら、すぐ連絡を

○何より先に、110番

○当別交番・・・Tel. 0133-23-2151

○当別町教育委員会 社会教育課・Tel. 0133-22-3834

○太美交番・・・Tel. 0133-26-2151

○少年指導センター・・・Tel. 0133-22-3834

ストップ！トラブル！！

アルバイト応募が招いた犯罪への加担



お小遣い稼ぎのつもりが加害者に！！ SNSがきっかけとなり、犯罪の手伝いをさせられるケースが起きています。

簡単で、安全で、たくさん稼げる仕事なんてない！

オレオレ詐欺などの特殊詐欺での少年の検挙人数は477人に上ります。また、被害者などからお金を受け取る“受け子”として検挙された人の中でも5人に1人が少年です。※

中高生には高額でも、詐欺グループにとってはだまし盗った金額のごく一部のお金です。捕まっても困らない使い捨てのコマとして、都合よく利用されているだけだということが現実です。

【※ 警察庁『令和4年度における特殊詐欺の認知・検挙情報について』より】

簡単で高収入なバイトに応募して

荷物を受け取るだけでいいんだ！やってみようかな？

卒業生の投稿を見ていたら、先輩の知り合いが書き込んだ『高額バイト』等の情報がありました。連絡すると、簡単な仕事で高校生でもOKとのことでした。

荷物を受け取りに行ったら警察官が

さっき通報があった件か！？

指示された家まで行ったものの、怖くなってうろうろしていたら警察官に職務質問され…。オレオレ詐欺の片棒を担がされていたことが分かり、警察に連れていかれました。

※ 自宅や家族への危害を恐れて抜け出せなくなった人もいます。

普段使わないアプリ(注)の使用を指示・誘導されたときは必ず思いとどまろう！

注：端末間の高度な暗号化機能やメッセージが自動で消える機能のあるメッセージアプリ

高額バイトなどを見つけた

うまい話には裏がある！やめよう！

連絡したところ直接やり取りできる方法を指定された

記録が残らないようにするためだ、危険!! 絶対やめよう！

アルバイト登録の際に自宅住所や両親の氏名などの記入欄が・・・

家族を人質に取られるようなもの、抜け出せない、怖い!! 入力したらおしまいだ!!



インターネットトラブル事例集 2023年版より

※ 受け子は詐欺罪に問われます。詐欺罪の法定刑は10年以下の懲役で、罰金の規定がないため、有罪判決が出たら懲役が科せられ、初犯でも実刑は珍しくありません。